

○公衆衛生医師確保推進事業(マッチング)の問題点について

マッチングは公衆衛生医師確保推進室が自治体側、医師側両者から提出される登録票に記載されている希望条件が合致した場合に行うが、双方が各条件にどの程度こだわりをもっているかが登録票からだけではなかなか読み取れない。

推進室が条件を厳密にとらえてマッチングを減らすと、公衆衛生医師就職の可能性をせばめてしまい、本事業の趣旨に合わないことになる。逆に条件を緩くとらえて幅広にマッチングしそうすると、条件不一致による不成立が多くなり非効率的になる。

一方、医師側で、HPの募集自治体一覧をみて、事業に登録せず、直接自治体に問い合わせをして交渉しているケースがみられる。

また、自治体側でも、マッチングによって医師の紹介を受けることより、HP掲載によって募集を幅広く周知することを主な目的として登録をしているケースがみられる。

○今後の実施方法(案)について

上記のような現状があるので、今後は、条件に合うかどうかの判断やマッチングは推進室で行わず、募集中の自治体の情報はこれまでどおりHPに掲載し、医師側が確認ができるようにするとともに、医師側の情報については、登録があった時点で氏名、連絡先、住所地、年齢等の基本情報を全募集自治体に一律に提供する方法が効率的で効果的であると考えられる。

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会委員及び議題

委員会委員

座長 高野 健人	東京医科歯科大学大学院教授
五十里 明	愛知県健康福祉部健康担当局長
植田 浩	千葉県総務部長
内田 健夫	(社)日本医師会常任理事
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
角野 文彦	滋賀県東近江保健所長
實成 文彦	香川大学医学部教授
篠崎 英夫	国立保健医療科学院長
高野 健人	東京医科歯科大学大学院教授
中西 好子	東京都江東区保健所長
橋本 迪子	名古屋検疫所中部空港支所長

第1回委員会(平成18年9月11日)

- 「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関するチェックシート」について
- 「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関するチェックシート」の分析について
- 今後の公衆衛生医師育成・確保に向けての課題について
- その他

第2回委員会(平成18年12月21日)

- 公衆衛生活動の啓発について
- 公衆衛生医師確保について
- 現任公衆衛生医師の資質の向上について
- 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会報告書骨子案について
- その他

第3回委員会(平成19年3月29日)

- 公衆衛生医師の育成・確保のための取り組み
 - 公衆衛生活動の啓発について
 - 公衆衛生医師確保について
 - 現任公衆衛生医師の資質向上について
 - 県型保健所と政令市型保健所の連携のあり方について
- 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会報告書案について
- その他

○公衆衛生医師の育成・確保のための環境 整備に関する検討会報告書の概要

新興・再興感染症等の健康危機に対する国民の不安の解消及び鎮静化は、公衆衛生行政における健康危機管理の最も重要な課題であり、熱意のある公衆衛生医師の育成・確保が最善の手段である。

しかし、一部の地方公共団体においては公衆衛生医師確保の困難な状況が今なお見受けられ、これまで国、地方公共団体、医育機関等関係団体による公衆衛生医師育成・確保のための努力が必ずしも充分でなかったことも指摘されていることから、国、地方公共団体、医育機関等関係団体が取り組むべき具体的な施策について検討し、今後、実施すべき方策について基本的枠組みとしてまとめることを目的として、本検討会を開催した。

公衆衛生医師の育成・確保のための具体的な方策について

本検討会において、以下の方策が示された。地方公共団体、医育機関等の関係者間で、認識を共有し、今後の方策等について協議し、また、地方公共団体内においても、所管部局と人事、財政担当部局との課題の共有化を図りつつ、医師の複数配置等の人的な体制整備や予算の確保が図られるよう努める必要がある。

(1) 公衆衛生医師の育成

- ① 研修計画の策定
- ② 人事異動及び人事交流を通じての人材育成（ジョブ・ローテーション）の充実
- ③ 研究事業等への参加
- ④ 保健所への医師の複数配置
- ⑤ 医育機関との連携人事
- ⑥ 海外の公衆衛生及び留学に関する情報提供等
- ⑦ 国立保健医療科学院の専門課程Ⅰの受講について
- ⑧ 専門能力の向上・学位の授与等
- ⑨ 自己研鑽に対する職務専念義務の免除等の服務上の規定の工夫

(2) 公衆衛生医師の採用・確保

- ① 採用計画の策定による定期的な採用
- ② 募集方法の工夫
- ③ 地方公共団体間等での人事交流
- ④ 公衆衛生医師確保推進登録事業の活用

(3) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発

- ① 教育プログラムの工夫
- ② 医育機関等における進路説明会の活用
- ③ 卒後臨床研修（地域保健・医療研修）の充実
- ④ 生涯教育等
- ⑤ ホームページ等の媒体を活用した普及啓発

公衆衛生医師の育成・確保のための行動計画の策定及び評価について

国、地方公共団体、医育機関及び関係団体は、以下に示したとおり、本方策の実現に向けて積極的に取り組み、今後、取組状況について評価するにあたって、方策の実施状況や状態について指標を作成し、推移を把握する必要がある。

(1) 地方公共団体

必要な公衆衛生医師を適切に確保するため、本検討会にて作成したチェックシートを用いて現状を把握しつつ、短期、中期、長期に渡って達成目標を設定した、公衆衛生医師の育成・確保に関する行動計画を策定し、その実施を確実に行う。

(2) 医育機関及び関係団体（日本医師会、日本公衆衛生学会）

医育機関では卒前教育等について、日本医師会及び日本公衆衛生学会では卒後研修等について積極的な対応を行う。

(3) 国、国立保健医療科学院

厚生労働省は、地方公共団体の計画策定について、要請に応じて協力するとともに、その実施状況等を調査し、地方公共団体及び関係団体が自らの進捗状況を客観的に評価できるよう公表する。国立保健医療科学院は、実施する公衆衛生医師の研修について、時宜にかなった内容の提供を行うとともに、地方公共団体及び医育機関等における取組の推進のための協力をを行う。